

「岩国市調査・設計等業務委託低入札価格調査実施要領」の 一部改正について

令和6年3月
岩国市契約監理課

【改正内容】

○測量業務の調査基準価格

改正前

直接測量費＋測量調査費＋諸経費×4.8/10

（各費目（小数点以下切捨て）を合計し、合計額の千円未満は切捨て）＝A

A＞予定価格×100/110×8/10（千円未満は切捨て）＝Bの場合は、B

A＜予定価格×100/110×6/10（千円未満は切捨て）＝Cの場合は、C

改正後

直接測量費＋測量調査費＋諸経費×4.8/10

（各費目（小数点以下切捨て）を合計し、合計額の千円未満は切捨て）＝A

A＞予定価格×100/110×**8.2**/10（千円未満は切捨て）＝Bの場合は、B

A＜予定価格×100/110×6/10（千円未満は切捨て）＝Cの場合は、C

○地質調査業務の調査基準価格

改正前

直接調査費＋間接調査費×9/10＋解析等調査業務費×8/10＋諸経費×4.5/10

（各費目（小数点以下切捨て）を合計し、合計額の千円未満は切捨て）＝A

A＞予定価格×100/110×8.5/10（千円未満は切捨て）＝Bの場合は、B

A＜予定価格×100/110×2/3（千円未満は切捨て）＝Cの場合は、C

改正後

直接調査費＋間接調査費×9/10＋解析等調査業務費×8/10＋諸経費×**4.8**/10

（各費目（小数点以下切捨て）を合計し、合計額の千円未満は切捨て）＝A

A＞予定価格×100/110×8.5/10（千円未満は切捨て）＝Bの場合は、B

A＜予定価格×100/110×2/3（千円未満は切捨て）＝Cの場合は、C

【対象案件】

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設コンサルタント業務等に
係る入札を対象とする。

調査・設計等業務委託の低入札価格調査制度の考え方

○低入札価格調査制度

調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度

①

予定価格

②

調査基準価格

③

○測量業務

直接測量費＋測量調査費＋諸経費×4.8/10(各費目(小数点以下切捨て)を合計し、合計額の千円未満は切捨て)＝A

A＞予定価格×100/110×8.2/10(千円未満は切捨て)＝Bの場合は、B

A＜予定価格×100/110×6/10(千円未満は切捨て)＝Cの場合は、C

○土木関係の建設コンサルタント業務

直接人件費＋直接経費＋その他原価×9/10＋一般管理費×4.8/10

(各費目(小数点以下切捨て)を合計し、合計額の千円未満は切捨て)＝A

A＞予定価格×100/110×8/10(千円未満は切捨て)＝Bの場合は、B

A＜予定価格×100/110×6/10(千円未満は切捨て)＝Cの場合は、C

○地質調査業務

直接調査費＋間接調査費×9/10＋解析等調査業務費×8/10＋諸経費×4.8/10

(各費目(小数点以下切捨て)を合計し、合計額の千円未満は切捨て)＝A

A＞予定価格×100/110×8.5/10(千円未満は切捨て)＝Bの場合は、B

A＜予定価格×100/110×2/3(千円未満は切捨て)＝Cの場合は、C

○建築関係の建設コンサルタント業務

直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×6/10＋諸経費×6/10

(各費目(小数点以下切捨て)を合計し、合計額の千円未満は切捨て)＝A

A＞予定価格×100/110×8/10(千円未満は切捨て)＝Bの場合は、B

A＜予定価格×100/110×6/10(千円未満は切捨て)＝Cの場合は、C

入札額が①の場合：予定価格を超えた入札は失格とする。

入札額が②の場合：低入札価格調査対象外(予定価格以下かつ調査基準価格以上)
注)調査基準価格と同額の入札は低入札調査の対象外

入札額が③の場合：低入札価格調査対象(調査基準価格未満)

※令和6年4月1日以降に指名通知をする調査・設計等業務委託に適用します。